

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月6日

【会社名】 国際紙パルプ商事株式会社

【英訳名】 KOKUSAI PULP & PAPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 CEO 田辺 円

【本店の所在の場所】 東京都中央区明石町6番24号

【電話番号】 (03)3542 - 4165

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 管理本部長 浅田 陽彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区明石町6番24号

【電話番号】 (03)3542 - 4165

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 管理本部長 浅田 陽彦

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	1,868,300,000円
売出金額	
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	345,450,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 国際紙パルプ商事株式会社 関西支店  
(大阪市中央区安土町一丁目8番6号)  
国際紙パルプ商事株式会社 中部支店  
(名古屋市中区錦一丁目11番20号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集7,000,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成30年6月5日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し(オーバーアロットメントによる売出し)1,050,000株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため及び「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他 最近の経営成績及び財政状態の概況 連結財務諸表 □ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 連結損益計算書」の記載内容の一部に誤りがあり、これを訂正するため、また、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他 最近の経営成績及び財政状態の概況 注記事項」に「金融商品関係」「資産除去債務関係」及び「賃貸等不動産関係」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

##### 2 募集の方法

##### 3 募集の条件

##### (2) ブックビルディング方式

##### 4 株式の引受け

##### 5 新規発行による手取金の使途

##### (1) 新規発行による手取金の額

##### (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

##### 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

##### 募集又は売出しに関する特別記載事項

##### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

### 第二部 企業情報

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

##### (2) その他

##### 連結財務諸表

##### □ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

##### 連結損益計算書

##### 注記事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_ 罫で示してあります。

(ただし、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他 注記事項」の追加記載部分については、\_\_\_ 罫を省略しております。)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	7,000,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年5月21日開催の取締役会決議によっております。  
 2. 発行数については、平成30年6月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。  
 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
 4. 上記とは別に、平成30年5月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,050,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。  
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	7,000,000	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年5月21日開催の取締役会決議によっております。  
 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
 3. 上記とは別に、平成30年5月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,050,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。  
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

## 2 【募集の方法】

(訂正前)

平成30年6月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成30年6月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	7,000,000	2,046,800,000	1,113,700,000
計(総発行株式)	7,000,000	2,046,800,000	1,113,700,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年5月21日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(344円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は2,408,000,000円となります。
6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成30年6月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成30年6月5日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(266.90円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	7,000,000	1,868,300,000	1,065,137,500
計(総発行株式)	7,000,000	1,868,300,000	1,065,137,500

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年5月21日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 仮条件(314円～344円)の平均価格(329円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は2,303,000,000円となります。
6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 3 【募集の条件】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 平成30年 6月18日(月) 至 平成30年 6月21日(木)	未定 (注) 4 .	平成30年 6月25日(月)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年 6月 5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年 6月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年 6月 5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年 6月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年 5月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年 6月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、平成30年 6月26日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 申込み在先立ち、平成30年 6月 7日から平成30年 6月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	266.90	未定 (注) 3 .	100	自 平成30年 6 月18日(月) 至 平成30年 6 月21日(木)	未定 (注) 4 .	平成30年 6 月25日(月)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、314円以上344円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年 6 月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 . 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(266.90円)及び平成30年 6 月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年 5 月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年 6 月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、平成30年 6 月26日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 申込み在先立ち、平成30年 6 月7日から平成30年 6 月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。  
販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。  
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額(266.90円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

## 4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年6月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計		7,000,000	

- (注) 1. 平成30年6月5日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年6月14日)に元引受契約を締結する予定であります。  
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,020,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年6月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	350,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	350,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	140,000	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	70,000	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	70,000	
計		7,000,000	

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年6月14日)に元引受契約を締結する予定であります。  
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,227,400,000	15,000,000	2,212,400,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(344円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,130,275,000	15,000,000	2,115,275,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(314円～344円)の平均価格(329円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額2,212,400千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限331,110千円と合わせた、手取概算額合計上限2,543,510千円について、社内基幹システム関連の設備投資に851,000千円、残額を金融機関からの借入金の返済に充当する予定であり、具体的には以下のとおりであります。

## 設備投資

現行の当社社内基幹システムが老朽化しており、国内事業の業務効率化、グローバル対応、グループ経営管理の強化を目的とした社内基幹システムの更新、構築、改修等のため、851,000千円を平成31年3月までに充当する予定であります。

## 借入金の返済

手取概算額合計上限2,543,510千円から の金額を差し引いた残額は、運転資金等のために借り入れた金融機関からの短期借入金の返済として平成31年3月までに充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注)1. 設備資金の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。
2. 当社は自社物流業務の機能強化のため、平成30年3月に埼玉県戸田市に物流拠点として土地及び建物並びに倉庫設備を1,652百万円（諸費用を含む。）で取得（以下「戸田物流センター」という。）しており、その取得資金の全額を金融機関からの長期借入金で調達しております。今般の短期借入金の返済については、財務の健全性確保の観点から、この長期借入金に比べ調達コスト等が高い短期借入金を返済するものであり、その返済金額にあたっては、当該長期借入金による調達額の概ね相当額として、その返済の実行を予定するものであります。

(訂正後)

上記の手取概算額2,115,275千円については、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限316,541千円と合わせた、手取概算額合計上限2,431,816千円について、社内基幹システム関連の設備投資に851,000千円、残額を金融機関からの借入金の返済に充当する予定であり、具体的には以下のとおりであります。

#### 設備投資

現行の当社社内基幹システムが老朽化しており、国内事業の業務効率化、グローバル対応、グループ経営管理の強化を目的とした社内基幹システムの更新、構築、改修等のため、851,000千円を平成31年3月までに充当する予定であります。

#### 借入金の返済

手取概算額合計上限2,431,816千円から の金額を差し引いた残額は、運転資金等のために借り入れた金融機関からの短期借入金の返済として平成31年3月までに充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注)1. 設備資金の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。
2. 当社は自社物流業務の機能強化のため、平成30年3月に埼玉県戸田市に物流拠点として土地及び建物並びに倉庫設備を1,652百万円（諸費用を含む。）で取得（以下「戸田物流センター」という。）しており、その取得資金の全額を金融機関からの長期借入金で調達しております。今般の短期借入金の返済については、財務の健全性確保の観点から、この長期借入金に比べ調達コスト等が高い短期借入金を返済するものであり、その返済金額にあたっては、当該長期借入金による調達額の概ね相当額として、その返済の実行を予定するものであります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)	売出価額の 総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称	
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	1,050,000	361,200,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 1,050,000株
計(総売出株式)		1,050,000	361,200,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,050,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(344円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の 総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	1,050,000	345,450,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 1,050,000株
計(総売出株式)		1,050,000	345,450,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,050,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(314円～344円)の平均価格(329円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社みずほ銀行(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,050,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,050,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成30年7月25日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成30年6月5日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年6月14日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社みずほ銀行(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,050,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,050,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき266.90円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成30年7月25日(水)

(注) 割当価格は、平成30年6月14日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

## 第二部 【企業情報】

## 第5 【経理の状況】

## 1 【連結財務諸表等】

## (2) 【その他】

## 【連結財務諸表】

## □ 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(訂正前)

		(単位：百万円)
		当連結会計年度
		(自 平成29年4月1日
		至 平成30年3月31日)
売上高		377,714
	(省略)	
販売費及び一般管理費		
販売費		5,524
従業員給料及び手当		6,001
賞与引当金繰入額		887
役員賞与引当金繰入額		24
	(省略)	
経常利益		3,086

(訂正後)

		(単位：百万円)
		当連結会計年度
		(自 平成29年4月1日
		至 平成30年3月31日)
売上高		377,714
	(省略)	
販売費及び一般管理費		
販売費		5,524
従業員給料及び手当		6,000
賞与引当金繰入額		887
役員賞与引当金繰入額		26
	(省略)	
経常利益		3,086

## 【注記事項】

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用についてはそのほとんどが短期的な預金等であり、また、資金調達については銀行借入、受取手形及び売掛金の債権流動化による方針であります。デリバティブは、外貨建売上債権・仕入債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外での事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い行っております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注)2.参照）。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	4,177	4,177	
(2) 受取手形及び売掛金	103,566	103,566	
(3) 電子記録債権	13,195	13,195	
(4) 投資有価証券	19,621	19,621	
資産計	140,560	140,560	
(5) 支払手形及び買掛金	84,158	84,158	
(6) 電子記録債務	3,909	3,909	
(7) 短期借入金	32,608	32,595	13
(8) コマーシャル・ペーパー	8,000	8,000	
(9) 長期借入金	9,084	9,044	40
負債計	137,761	137,707	53
デリバティブ取引(*)	11	11	

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。

## 負 債

## (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期借入金のうち1年内返済予定の長期借入金については、(9)長期借入金をご参照下さい。

## (9) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

為替予約取引によるものであり、時価は先物為替相場によっております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	6,628

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,106			
受取手形及び売掛金	103,566			
電子記録債権	13,195			
合計	120,868			

## 4. 長期借入金等の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	30,168					
コマーシャル・ペーパー	8,000					
長期借入金	2,440	2,825	540	540	540	4,639
合計	40,608	2,825	540	540	540	4,639

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## イ 当該資産除去債務の概要

主として名古屋ストックヤードの借地契約に基づく原状回復義務であります。

## ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は取得から20～31年と見積り、割引率は2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	70百万円
時の経過による調整額	0
期末残高	71

## (賃貸等不動産関係)

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸住宅、賃貸倉庫等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は561百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
連結貸借対照表計上額	
期首残高	14,536
期中増減額	1,708
期末残高	16,245
期末時価	23,816

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は旧本社ビル跡地駐車場の取得(1,866百万円)であり、主な減少額は減価償却費(211百万円)であります。  
 3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。